参考 3 (1) 関係 抜粋

平成31年総務省告示第179号における第5条第1項に規定する総務大臣が定める基準第1号から第4号、第6号及び第7号

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち 主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。 ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団 体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするもの に限ることとする。
- 四 返礼品等を提供する市町村又は特別区(以下この号及び第八号において「市区町村」という。)の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて 提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体 の7割以上であること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

※総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」には、返礼品に関する根拠法令や QA が掲載されていますので、最新情報を確認して下さい。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/fur usato/archive/